

社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会

令和3年度 地域ささえあい助成事業募集要項 第一次

目的

歳末たすけあい運動に寄せられた募金を財源に、八王子市内で福祉活動を行う団体を支援し、住民参加・交流を促す事業に助成することで、福祉活動の活性化を図る。



[問い合わせ・申込み]

社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会 市民力支援課（ボランティアセンター）

〒192-0081 八王子市横山町 11-2 金子ビル

電話：042-648-5776 FAX：042-648-6332

HP：<https://www.8-shakyo.or.jp>

八王子社協

検索

※ 募集要項、申込書はホームページからもダウンロードできます。

八王子市社会福祉協議会では、地域で活動している方々と住民の方々の参加を得ながら、つながりあい、ささえあいまちづくりを目指して地域福祉の推進をしています。

この助成事業では、少子高齢化や核家族化などにより地域課題が多様化するなかで、誰もが主役となって支えあっていけるよう、課題解決に向けた活動を市内で行っている団体に対し、助成をします。

1. 募集内容

以下の全てに該当する団体

- (1) ボランティア団体、非営利活動のグループ・団体（法人格の有無を問わない）
- (2) 構成員5人以上
- (3) 市内に所在、活動している団体

2. 募集内容

1～9のいずれかの活動のうち、ア～カの【条件】をすべて満たす事業を対象とします。

	対象となる活動	具体例等
1	地域で福祉活動を担う人材を育成する活動	福祉に携わる人材を育成するための講座・体験活動などを行う活動
2	生きがいづくり・仲間づくりのための活動	生きがいづくり・仲間づくりの場を設けるための活動
3	見守り活動	見守りの組織を作り、要援護者等の見守りを行う活動
4	生活の安全・安心のための活動	災害時に備えた要援護者対策の体制づくりや、地域において相談体制を作る活動
5	子どもの健全育成のための活動	子どもが集う場を設ける等、子どもの健全育成をするための活動
6	啓発・情報提供のための活動	障がいや認知症等について、市民に啓発・情報提供をするための講座や調査等を行う活動
7	障がい者と地域住民の交流活動	障がい者と地域住民の交流を促す活動
8	家事援助等のたすけあい活動	家事援助、配食等のたすけあいの活動
9	その他の活動	その他、地域の福祉を推進する活動

【条件】

- ア. 申請時において、その事業に対して、市もしくは他の団体から助成や委託を受けていないこと（高齢者、子育てサロン活動は本助成の対象外）
- イ. 総事業費が30万円以下で、自主財源が伴っていること
- ウ. 宗教活動、政治活動、営利活動を目的としていないこと
- エ. 団体会員のみを対象に行うものでないこと（町会、自治会は除く）
- オ. サークル的な活動ではないこと
- カ. 同一団体で本助成を受けるのは、原則5回までとするが、事業の発展性等を考慮し、最大8回目までの申請をすることができる。

3. 募集内容

申請期間	1～5回目（原則5回までの申請とする）	
対象団体	申込み時点で、設立後3年未満の団体で、本助成が初回の場合	本助成を受ける回数が5回未満の団体
助成額上限	20万円以内（千円未満切り捨て）	15万円以内（千円未満切り捨て）
対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"> ◎消耗品費／印刷製本費／使用料、賃借料／謝礼金／通信運搬費／交通費 ◎給食材料費（会議等での飲食費、接待、寸志、交際費等の間接経費は除く） ◎備品整備（継続的な活動を支援するためのもので、個人の備品に属さないもの） ◎その他事業実施に必要と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ◎消耗品費／印刷製本費／使用料、賃借料／謝礼金／通信運搬費／交通費 ◎給食材料費（会議等での飲食費、接待、寸志、交際費等の間接経費は除く） ◎その他事業実施に必要と認められるもの
使用用紙（様式1）	新規申請<設立3年未満の団体>を使用	新規申請<設立3年以上の団体>・助成回数が5回未満の申請・延期申請を使用

延期申請：6～8回（事業の発展性など考慮します）			
申請期間	6回目	7回目	8回目
対象団体	本助成を受ける回数が5回以降の団体	本助成を受ける回数が6回以降の団体	本助成を受ける回数が7回以降の団体
助成額上限	7万円以内 （千円未満切り捨て）	5万円以内 （千円未満切り捨て）	3万円以内 （千円未満切り捨て）
対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"> ◎消耗品費／印刷製本費／使用料、賃借料／謝礼金／通信運搬費／交通費 ◎給食材料費（会議等での飲食費、接待、寸志、交際費等の間接経費は除く） ◎その他事業実施に必要と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ◎消耗品費／印刷製本費／使用料、賃借料／謝礼金／通信運搬費／交通費 ◎給食材料費（会議等での飲食費、接待、寸志、交際費等の間接経費は除く） ◎その他事業実施に必要と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ◎消耗品費／印刷製本費／使用料、賃借料／謝礼金／通信運搬費／交通費 ◎給食材料費（会議等での飲食費、接待、寸志、交際費等の間接経費は除く） ◎その他事業実施に必要と認められるもの
使用用紙（様式1）	新規申請<設立3年以上の団体>・助成回数が5回未満の申請・延期申請を使用		

4. 助成金額（総額 200 万円）

審査の結果、助成金額の減額や助成金交付ができないことがあります。

5. 対象事業の実施期間

令和 3 年 4 月 1 日（助成決定後）～令和 4 年 3 月 31 日

6. 申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入し、添付書類と併せて事前連絡のうえ、ボランティアセンターまで郵送してください。（電話にて、活動内容等のヒアリングを行います）

- (1) 応募は 1 団体につき 1 事業のみとなります。
- (2) 提出書類は原則として返却しません。
- (3) 本会の「当事者団体助成」と併せての応募はできません。
- (4) 申込書を提出していただいても、要件に合わない場合は受理できないことがあります。

※ 申込書の配布

本会ホームページ「各種助成のご案内」からダウンロードできます。

- ① ボランティアセンター（八王子市横山町 11-2 金子ビル）
- ② ボランティアセンター南大沢分室（八王子市南大沢 2-17-5 地域子ども家庭支援センター南大沢内）
- ③ 社会福祉協議会（市役所 8 階）
- ④ 地域福祉推進拠点 石川（八王子市石川町 481 石川事務所 2 階）
- ⑤ 地域福祉推進拠点 川口（八王子市川口町 908-1 川口事務所 2 階）
- ⑥ 地域福祉推進拠点 浅川（八王子市高尾町 1652-1 浅川市民センター 1 階）
- ⑦ 地域福祉推進拠点 大和田（八王子市大和田町 5-9-1 大和田市民センター 3 階）
- ⑧ 地域福祉推進拠点 由井（八王子市片倉町 702-1 由井市民センター 1 階）
- ⑨ 地域福祉推進拠点 由木（八王子市下由木 2-10-6 由木中央市民センター 1 階）
- ⑩ 地域福祉推進拠点 由木東（八王子市鹿島 111-1 由木東事務所内）
- ⑪ 地域福祉推進拠点 台町（八王子市台町 3-20-1 台町市民センター 1 階）
- ⑫ 地域福祉推進拠点 恩方（八王子市下恩方町 3395 恩方事務所内）

7. 提出書類

- (1) 申込書（様式 1）、収支予算概要（様式 2）
- (2) 定款、会則、規約など
- (3) 令和 3 年度事業計画書、予算書
- (4) 令和 2 年度事業報告書、決算書
- (5) 団体を紹介するパンフレットなどの案内書
- (6) 返信用 84 円切手
- (7) 口座振替依頼書
- (8) 通帳またはキャッシュカードのコピー

8. 申込み受付期間

令和3年 1月18日（月） ～ 令和3年2月19日（金）
（土曜・日曜・祝日を除く午前9時～午後5時まで）

9. 審査方法

令和3年3月中旬に開催予定の歳末たすけあい募金配分検討委員会にて厳正な審査・選考のうえ、助成団体及び助成額を決定します。

なお、審査日には必要に応じて、プレゼンテーションを行っていただきます。

10. 審査基準

（1）事業の必要性

地域課題の解決に必要な事業であるか。

（2）実現性

事業を実施する体制（他団体・機関・事業者等との連携・協力があるか等）が整っているか。

（3）有効性

地域課題の解決に関して、事業の効果が期待できるものか。市民に効果が還元できるものか。

（4）発展性

事業に継続性・発展性があり、他団体等との連携などによって、八王子市内の地域福祉に貢献する事業であるか。

（5）事業費の適正性

事業の内容、見込まれる成果を勘案して、妥当な事業費か。

（6）助成金の必要性

事業に助成金が必要あるのか。

※ 自主財源が十分確保されている事業（助成金がなくても実施できる事業）については、助成金を上乗せすることで「事業の効果が高まる」、「事業の拡充を図れる」ことが必要となります。

11. 結果通知と助成金交付

令和3年3月下旬に結果通知を送付します。

交付は、令和3年4月下旬に口座振込にて交付します。

12. その他

・事業終了後60日以内に所定の報告書にて報告をしていただきます。（最終提出期限は令和4年4月30日）

・助成金の交付を受けた場合は、活動の際に「歳末たすけあい募金」を活用していることを明示及び表示してください。

・申込みに偽り、その他不正な手段により交付を受け、または、申込み内容と相違する使用方法があった場合には、取り消しや返還を求めることがあります。また、申込み後にやむを得ず変更する場合は、すみやかに本会にご連絡ください。